

新潟公民館月報

昭和33年8月1日(毎月1回)日曜
発行所 新潟県公民館連絡協議会
(新潟市寄居町、越佐自治会内)
発行人 丸山直一郎
(定価 一部 大円)

八月号 (66号)

理事会・幹事会

県大会のプログラムを検討中

第二回幹事会は七月三十一日

第一回幹事会

六月二十七日—長岡公民館

堀井副会長の開会あいさつの後

各幹事の自己紹介、石井副会長の

全国大会報告が行なわれた。

ついで、協議に入つたが、主な

意見は次のとおりである。

一、幹事会の運営について

幹事会の在り方について、プロ

ト別開催案に賛成させ、基本的

に検討願いたい。(小杉提案)

年四回の回数を減らすのは反対

プロック毎に行われた方がよい

屋上屋を重ねるのはいけない。

下越プロック会議では、県公連

とプロック公連とのつながりを再

編成したらしいが意見があつた。

②この問題は理事会に任する

全国的な情勢とらみ合わせよ

全国連の事業について

会員登録を実施する。

県社会教育委員会で検討された

社会教育修習会館の構想を何らか

の形で生かしてもらいたい。

政治家、理事者に訴えるものに

しまつた。

大会の目的を、お祭り研究会が

おまかせてもらいたい。

第三回理事会

七月十八日・見附市中央公民館

地方行政と公民館の諸問題

教育行政と公民館

公民館の問題

地方自治と公民館 等々

組織運営活動等々

公民館の事業

おやじ教育 母親学級

産業

第二回幹事会

地方法治を振興させるには、公

司会者 有能の人

島館はござるべきか。

○分科会

○公民館における政治教育

○都市における差別教育計

○市町村における広報活動

○公民館と社会福祉

○青少年教育のとり上げ方

○同じテーマの分科会も

つと増やしてもらひよう

○第三分科会

○大余のはじめに「県内公民館の

現況」を報告発表してもらひたい

○分科会

○助言者 民間人、教員を含む

○講演一時間に、質疑三十分

○参加者

○委員 中浦小穂町公民館丸山敏雄

○委員 前田市公民館長山之内正豊

○委員 中嶋大輔町公民館佐藤勝治

○委員 三島西越公民館高橋竹二

○委員 岩間前田市公民館長山之内正豊

○委員 岩間前田市公民館佐藤勝治

○委員 三島西越公民館高橋竹二

目次

市町村行政と社会教育 P 2

都市の青年学級 P 3

沖縄の社会教育 P 4

P.T.A. 全国協議会会議 P 5

丸山会食のあいさつの後報告は
形式、報告、全体討論、講演が行
われた。
らびに協議が行われた。

新潟・佐渡で
北信越大会

第二回日本ボーリングカウト
池田副会長(高田)辞任に
(石井副会長 上掲)

公民館活動と新生活運動

(富山県職員研修会における講演)

東京教育大学教授 平沢薰

平沢 薫

物的な条件で 教育は高まる

教育は高まる

◎ 集会の自然発生的なものは人が原始的な小集団であったそこで人間の集りと共に施設開設

これは井戸端会議のようなものであつて、話題が限定されていて教

育的に高まらないものである。

◎ 会議という形式のものは、一方的なものになりやすく、会議の機能をもたなくてはならない。

途中においては話しあいが割合に多いが、散会後は自然的に行なわれないで、散会後の自然的

◎ 施設には物的の条件と人的の

条件が考えられ、それは一定の機能をもたなくてはならない。

日本人は今までとかく物的のもののみを考え、人的なものを軽視す

る傾向があった。

◎ 台所改善や、改築カドアや電気洗濯機を使うようになって、か

えつて嫁の仕事が多くなる苦しい立場におかれてしまうことなどは、ある。すなわち物的のもの

◎ 物的の条件を作らないと教育

時代から普通の形として続いた

◎ その意味の話しあいが割合によくあることが多い。こんな状態が明

るが、問題は、このままでは、



基本的な問題は何か

基本的な問題は何か

1. 生活の組織について—生活の民主化

2. 生活の環境について—生活の文化

3. 生活の方法について—生活の科学化

4. 生活機能について—生活の生産化

5. 生活の改進について—生活の問題

6. 生活の問題について—生活の問題

7. 生活の問題について—生活の問題

8. 生活の問題について—生活の問題

9. 生活の問題について—生活の問題

10. 生活の問題について—生活の問題

11. 生活の問題について—生活の問題

12. 生活の問題について—生活の問題

13. 生活の問題について—生活の問題

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

1. 公民館活動の限界について

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも学校教育のよろづや問題

8. 公民館活動が阻害される原因

9. 公民館活動が阻害される原因

10. 公民館活動が阻害される原因

11. 公民館活動が阻害される原因

12. 公民館活動が阻害される原因

13. 公民館活動が阻害される原因

反省に立つて 今後の在り方を

反省に立つて 今後の在り方を

は各個人がきめるべき問題である

2. 活動の対象と範囲について

3. 活動的内容について

4. 公民館活動の問題について

5. 本館と分館の関係について

6. 町村合併と公民館について

7. 社会教育でも

教育税を徵集

機構など本土と同じ

文部省の「官社会教育官は
最近沖縄の社会教育事情を
視察されたが、その一部が
ら日本教育新聞に掲載され
ていたから、紹介する。

オーダー代りの公報

一九五七年三月三十日の「公報」には、「琉球列島美國政府により、次の布告が公布された」として、沖縄の教育法がローディング・M・ギリースの名で公布されている。そして、現在の沖縄の教育はすべてこの法にしたがって運営されている。

市町村の自主性尊重

(現地では日本のこと)を「呼ん
でいる」とほんとう同じといえよ
う。絶えず本土の社会教育が標榜
布令以来、市町村の責任をおこして
設置するやつになった。その結果

宮古に一つずつあるだけ。」
「その藏書數にいたっては、
が三千三百八十九冊、八重山が
二百六十八冊、それに宮古が
一百冊、あわせて八千七百五
だけである。

五
二
九

キャハシタケの藍丸(121-1)
書合年は既にキャハシタケ

キャラクターの魅力(121-1)
キャラクターの魅力(121-2)
(121-3)
(121-4)

キャンプの安全と保健衛生

キャントむHチケム

(121-9)

サムライの島(121-16)

(121-11)

青少年生活與外語

次にテープの保管方法について

て、保管場所はあるが、運送の手配はまだ

新編 金瓶梅

じと。又切れた場合、ま、ふ

この機械は、
セロテープ

で煙の部分が露出しないよう

にほる。三ヶ月以上使用しな

用しなかつたテープは、使用

前に一たん全部巻取つてみ
て、接着箇所が変質しない

て接着剤戸が本質的でないか、又そのためにテープが

ベタつかないかなどを調べて

かに使はずといふのは、必ずしも正論であつて、(一)夏至は特に錆注意の日で、(二)夏至は特に錆注意の日で、(三)

卷之三

